様式第２（第 15 条関係）

（表　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第６項において準用する同法第 12 条第７項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出

スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 12 条（略）

２～５　（略）

６　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

７　前項第１号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８　第６項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 22 条（略）

２～４（略）

５　加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

６　第 12 条第６項から第８項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第６項中「前項」とあるのは、「第 22 条第５項」と読み替えるものとする。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第 12 条第６項（第 22 条第６項、第 37 条第６項、第 43 条の３の 24 第６項、第 43 条の 20 第６項、第 50 条第６項、第 51 条の 18 第６項、第 56 条の３第６項又は第 64 条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者